申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等	名	中央卸売市場
許	認可等	名	卸売業者の開設区域内販売の承認
根	拠 法	令	徳島市中央卸売市場業務条例
根	拠条	項	第37条第1項
連	絡	先	(電話 628-2759)
審查基準	基	準	(卸売業者の業務の規制) 第37条 卸売業者は,市場に係る中央卸売市場開設区域(以下単に「開設区域」という。)内において卸売市場法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしるとするときは,当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き,次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を,あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。 (1) 申請者の名称 (2) 業務の内容 (3) 業務の内容 (3) 業務の内容 (3) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画 2 市長は,前項の申請があった場合において,当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは,これを承認してはならない。 3 市長は,第1項の承認をしようとするときは,市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において,市場取引委員会は,委員の少数意見にも十分配慮するものとする。 * 卸売業者開設区域内販売承認申請書は,別紙様式第23号の2とする。
	参考事	耳	
	設定等年	月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理 (設定し ものにつ はその理	ない いて	総日数 15日(休日を除く)
	設定等年	月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)